

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.009

処 分 名	身体障害者居宅支援措置の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第5号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第6条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に、障害福祉サービスの影響を委託する。ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■身体障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービスの措置決定)

第6条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書(様式第5号)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長(以下「事業所長」という。)に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、身体障害者障害福祉サービス措置決定通知書(様式第6号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めるときは、身体障害者障害福祉サービス措置申請却下通知書(様式第7号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則42号〕